

第4回和泉市総合教育会議

日時：平成27年11月12日（木）

午後2時30分から

場所：人権文化センター

4階第1研修室

次 第

1 議事

(1) (仮称)和泉市教育大綱(案)パブリックコメント結果
について

(2) (仮称)和泉市教育大綱(案)の確定について

2 その他

3 閉会

和泉市教育大綱(案)パブリックコメント結果（ご意見・ご提案とこれに対する市の考え方(案)）

No	項目	ご意見・ご提案	市の考え方(案)
1	全体構成や策定過程、視点について	<p>(意見・提案)</p> <p>長野市のように「基本理念のみ」にするか、和光市のように「基本方針」を入れる場合でも、和泉市(案)の「基本方向」の()付き数字で記載された項目程度にとどめるべきです。</p> <p>(理由)</p> <p>改正された「地方教育行政法」の趣旨に基づけば、大綱の内容は「大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。」(初等中等局長通知)とされており、具体的な教育内容や方針は含まれていません。ところが和泉市(案)のような構成にすると、例えばP4の15行目「いずみあいさつ運動」のように、具体的な教育内容や方針まで言及することになり、法の趣旨に反します。</p>	<p>○大綱は、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、首長が地域の実情に応じて策定するもので、主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられています。</p> <p>また、大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、首長が策定するものでありますが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、首長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要とされています。</p> <p>本教育大綱案は、教育委員会と協議の上、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や施策の根本となる方針を定めているものです。</p> <p>なお、「いずみあいさつ運動」(P4大綱案)は、あいさつを通じて、地域をはじめとするあらゆるコミュニティの発展につなげるための取組みで、市民の皆さんの自主性によりこの活動は成り立っており、地域ぐるみで、自発的にあいさつできる子どもの育成に取り組んでいただいているものであり、具体的な教育内容や方針を言及するものではないと認識しています。</p>
2	全体構成や策定過程、視点について	<p>(意見・提案)</p> <p>長野市のように「基本理念のみ」にするか、和光市のように「基本方針」を入れる場合でも、和泉市(案)の「基本方向」の()付き数字で記載された項目程度にとどめるべきです。</p> <p>(理由)</p> <p>改正された「地方教育行政法」の趣旨に基づけば、大綱の内容は「予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針」(初等中等局長通知)とされており、教育内容や方針は含まれていません。ところが和泉市(案)</p>	

No	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（案）
		<p>のような構成にすると、例えばP4の15行目「いずみあいさつ運動」のように、具体的な教育内容や方針まで言及することになり、法の趣旨に反します。</p>	
3	<p>全体構成や策定過程、視点について</p>	<p>(意見と提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育大綱」の主たる記載事項は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」（平成26年7月17日文科科学省初等中等教育局長前川喜平）に基づき、予算や条例等の市長の有する権限に係わる事項についての目標や根本となる方針にするべきです。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」（平成26年7月17日文科科学省初等中等教育局長前川喜平）では、「大綱の記載事項」として次のように述べられています。「大綱の主たる記載事項は、・・・(略)・・・主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係わる事項についての目標や根本となる方針が考えられること」。ところが、今回の「和泉市教育大綱（案）」の記載事項は、「予算や条例等」市長の権限に係わる事項は皆無です。「教育大綱」の主たる記載事項は、文科科学省初等中等教育局長通知に基づき、予算や条例等の市長の有する権限に係わる事項の目標や根本となる方針に全面的に改めるべきです。 	<p>○本教育大綱案は、市長の権限として予算編成や条例提案を行う際の根本となる教育施策の方向性や目標について定めているものと認識しています。</p>

No	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（案）
4	全体構成や策定過程、視点について	<p>（意見と提案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和泉市自治基本条例に基づき市民の参画のもと「和泉市教育大綱」をつくるべきです。 <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和泉市自治基本条例第28条では、「（政策立案過程への参画）私たち市民は、政策の立案過程に参画することができます。」となっています。さらに、この条例の解説書では「ここでいう『政策』とは、個々の具体的な事業等ではなく・・・（略）・・・各分野の最も基本となる計画や方針のことをいいます。」としています。まさに、「和泉市教育大綱」は、この「政策」に該当します。第28条第2項では、前項に続き「行政は、市民が政策の立案過程に参画できるように、適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。」としています。この「適切な措置」として解説書では、「当事者市民を含む市民懇談会を開催し、その提言を踏まえて政策の原案を立案することなどが考えられます。」としています。 <p>しかし、今回の「和泉市教育大綱（案）」立案過程では、一切このような市民が参画するための措置はとられていません。このパブリックコメントは政策原案立案後の市民からの意見聴取であり、自治基本条例でいう政策の立案過程における市民の参画のための適切な措置にはあたりません。和泉市自治基本条例に基づき市民の参画のもと「和泉市教育大綱（案）」をつくりなおすべきです。</p>	<p>○大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項において、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参考にして市長が定めるものとされ、同条第2項では、市長は、大綱を定めるときや変更するときは、総合教育会議において協議することとされています。</p> <p>このように市長と教育委員会という執行機関の間で協議を行い、策定するという特殊性にかんがみ、市長が責任をもって原案を取りまとめ、法に基づき総合教育会議において、策定に向けた協議を行ってきたところで</p>

No	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（案）
5	全体構成や策定過程、視点について	<p>大原則は日本国憲法に則ってあくまでも子どもを主体にしての検討であるべき。教育行政は条件整備に徹すべきものである。いまなによりも必要なことはこの視点で本市に於いて「子どもの権利」を中心にしてこれを守るための方針を策定し市民の論議に付すべきである。</p> <p>子どもを「人材」視点でとらえることからまず論議すべき。子どもは「人材」ではない。「子どもの権利条約」の具体化こそ今求められていること。</p>	<p>○「教育条件の整備」は、常にその充実に向けて取り組むべき事項であると考えますことから、本市としては、あえて目標として教育大綱に盛り込む内容ではないと考えます。</p> <p>なお、「教育条件の整備」につきましては、限られた市の財源の中、市全体、また教育施策の中で優先順位を見極めながら整備を進めていく必要がありますので、教育大綱に記載している「基本方向」を推進する中で、適宜、充実に向けて取り組んでまいります。</p> <p>○人は、社会という大きな組織の中で、それぞれ何らかの役割を担っていると考えることから、単に「人」ではなく、「人材」と表記しています。</p>
6	基本理念 「人材」、「輩出」等の文言について	<p>(意見・提案①) 「人材」を「人」または「市民」に変えてください。</p> <p>(意見・提案②) 「輩出」を「育成」に変えてください。</p> <p>(理由) 教育に関する文書に「人材」「輩出」はふさわしくありません。例えば、教育基本法第1条は「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とし、「人材」「輩出」という語句は使用していません。</p> <p style="color: red;">《同内容2件》</p>	<p>○基本理念に記載している『社会に貢献できる』とは、「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」を備えることにより有する個々の能力を十分に発揮し、社会に出るから幅広い分野で貢献してほしいという思いを表しています。</p> <p>人は、社会という大きな組織の中で、それぞれ何らかの役割を担っていると考えることから、単に「人」ではなく、「人材」と表記しています。</p> <p>○また、社会に出るから幅広い分野で貢献してほしいという思いを踏まえ、「輩出」としています。</p>

No	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（案）
7	基本理念 「人材」、「輩出」等の文言について	<p>「社会に貢献できる人材」という表現から、企業にとって都合の良い役立つ人材を育成するような印象を受けます。そうではなく、和泉市の子ども一人ひとりを大切に温かく育むことが伝わってくるような文言にかえてはどうでしょうか。「人材」という言葉は、人を材料として扱うような感じがするので、使わない方がいいと思います。</p>	<p>○「社会に貢献する」とは、公益に資する活動一般を意味し、また、「人材」は、才知ある人物、その人を形作っている性格・才能などの意味であることから、ご意見あるような趣旨を意図するものではありません。</p>
8	基本理念 「人材」、「輩出」等の文言について	<p>◎1文「生命・人格・人権」を尊重し・・・自分の個性を伸ばすことができる人の育成については基本理念の補足文として理解はできる。</p> <p>その文章を受けての◎2文の社会に貢献できる人材を「輩出し続けるまち」の文面は理念に反する。</p> <p>「人材」とは 才能のある人の意 「輩出」とは 才能のある人物を世に出し続けるの意で、1文で個性を伸ばすことを尊重するのであれば、社会に貢献できなくても人として素晴らしければよい。人材をよく読めば人の材料とも読める。「人材」でなく「人」の方が適切語である。</p> <p>「輩出」の語彙の中にすでに「続ける」意があり、「輩出するまち」でよい。ただしこの文面から考えれば「輩出」ではなく、「育成」である。</p> <p>語句及び適切語について検討していただきたい。</p>	<p>○「個性を伸ばす」と、「社会に貢献する」ことが反するものであるとは考えていません。</p> <p>○なお、人は、社会という大きな組織の中で、それぞれ何らかの役割を担っていると考えますことから、社会に貢献しようとする意識を持った人材を育てることは、重要であると考えます。</p> <p>○「人材」と表記している理由は、前述のとおりです。</p> <p>○「すぐれた人物が続いて世に出ること」を続けていくための教育を推進するという趣旨から「輩出し続ける」としています。</p>
9	基本理念 「人材」、「輩出」等の文言について	<p>随所に人材という言葉が出てきますが、人材は企業のように。学校は、人を育てるところで物ではありません。人材を人に変えてください。</p>	<p>○人は、社会という大きな組織の中で、それぞれ何らかの役割を担っていると考えますことから、社会に貢献しようとする意識を持った人材を育てることは、重要であると考えます。</p>

No	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（案）
10	就学前教育の基本方向（2） 「切れ目のない保育・教育」の実現	「○幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との交流・連携を図り、相互の教育内容の理解を深めます。」とありますが、「・・・相互の保育・教育内容の理解を深めます。」と、「保育」が抜けていると思います。	○ご指摘については、（2）のタイトルに「保育・教育」という文言を使用していることから、「保育」を追加し、「 <u>保育・教育内容の理解を相互に</u> 深めます」と修正します。
11	学校教育の基本方向（1） 小中一貫教育について	小中一貫教育について、他で実施しているところでの失敗例など多く耳にし、不安である。 小学校には小学校の、中学校には中学校の教育目標などがあると思う。	○小中一貫教育について、和泉市では、平成25年度から順次モデル校区を指定し、円滑な導入に向けて研究を行ってきました。今後、それらの成果を生かして、継続的かつ一貫性のある指導体制を整備してまいります。 なお、小中一貫教育は、小学校教育と中学校教育の独自性と連続性を踏まえた教育であり、それぞれの教育を否定するものではありません。
12	学校教育の基本方向（2） いずみあいさつ運動	（意見・提案①） （2）の「『いずみあいさつ運動』をはじめとして」を抹消してください。 （理由） 「あいさつ」は大変大切だと思いますが、「いずみあいさつ運動」を行うかどうかは各学校が自主的に判断すべきことであり、市や市教委が指示すべきことではないと考えます。 《同内容2件》	○「あいさつ」は、お互いを意識しあい、人どうしの絆を深めるために日常欠かすことができない大切な習慣であり、指示されて行うものではありません。 「いずみあいさつ運動」は、あいさつを通じて、地域をはじめとするあらゆるコミュニティの発展につなげるための取組みで、市民の皆さんの自主性によりこの活動は成り立っており、地域ぐるみで、自発的にあいさつできる子どもの育成に取り組んでいただいているものと認識しています。
13	学校教育の基本方向への追加要望	（意見・提案②） 「（6）子どもたちが学習しやすい教育条件の整備」を入れてください。 （理由）	○「教育条件の整備」は、常にその充実に向けて取り組むべき事項だと考えますことから、本市としては、あえて目標として教育大綱に盛り込む内容ではないと考えます。

No	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（案）
		<p>具体的な内容や方針まで盛り込むのであれば、教育条件整備こそ入れるべきです。教育基本法第16条第4項は「国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。」としています。</p> <p>和泉市の独自性を発揮するのであれば、最も求められているのが、市独自の少人数学級の実施です。大綱に登場する「確かな学力」や「豊かな心」の育成を実現し、いじめを防止するためには、少人数学級が最も有効と考えます。</p> <p>また、和泉市の小中学校の施設・設備は近隣市に比べて不十分な点が目立ちます。例えば、教室の空調設備ですが、高石市はすべての普通教室に空調設備が設置され、忠岡町も2016（平成28）年度には設置が完了します。これに対し、和泉市は中学校3年生の教室のみの設置で、今後の設置予定も小1～中2のうちの1学年のみという状態です。「教育を行うための諸条件の整備」は総合教育会議の協議項目ですから、今後の会議で検討されるとは思いますが、予算権限をにぎる市長の達成すべき目標として「教育条件整備」こそ大綱に盛り込むべきだと考えます。</p>	<p>なお、「教育条件の整備」につきましては、限られた市の財源の中、市全体、また教育施策の中で優先順位を見極めながら整備を進めていく必要がありますので、教育大綱に記載している「基本方向」を推進する中で、適宜、充実に向けて取り組んでまいります。</p>
14	学校教育の基本方向への追加要望	<p>（意見・提案②）</p> <p>「（6）子どもたちが学習しやすい教育条件の整備」を入れてください。</p> <p>（理由）</p> <p>具体的な内容や方針まで盛り込むのであれば、教育条件整備こそ入れるべきです。教育基本法第16条第4項は「国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措</p>	

No	項目	ご意見・ご提案	市の考え方（案）
		<p>置を講じなければならない。」としています。</p> <p>和泉市の小中学校の施設・設備は近隣市に比べて不十分な点が目立ちます。例えば、教室の空調設備ですが、高石市はすべての普通教室に空調設備が設置され、忠岡町も2016（平成28）年度には設置が完了します。これに対し、和泉市は中学校3年生の教室のみの設置で、今後の設置予定も小1～中2のうちの1学年のみという状態です。「教育を行うための諸条件の整備」は総合教育会議の協議項目ですから、今後の会議で検討されるとは思いますが、予算権限をにぎる市長の達成すべき目標として「教育条件整備」を大綱に盛り込むべきだと考えます。</p>	
15	学校教育の基本方向への追加要望	<p>特別支援教育についての記述が見当たらなかったが、それは前提として、当然あるものだからでしょうか。</p> <p>どの子も次代を担う子として、心も体も、すこやかに育てたい。</p>	○本教育大綱案では、教育全体についての目標等を記載しており、特別支援教育もその中に含んでいます。
16	学校教育の基本方向への追加要望	<p>一人ひとりの子どもを大切に育むために、少人数学級をぜひ実現して欲しいです。支援学級在籍の子どもが増え、学年によっては40人を越える学級編成がなされていることもあります。和泉市独自で、せめて40人を越える学級については、学年のクラス数を増やして、40人以下の学級にしていきたいです。</p>	○本教育大綱案へのご意見ではなく、教育行政に対するご意見として賜ります。
17	学校教育の基本方向への追加要望	<p>心身ともに健やかな子どもを育てるために、少人数学級にする。教師の人数を増やしていこう。と入れてください。</p>	○本教育大綱案へのご意見ではなく、教育行政に対するご意見として賜ります。
18	生涯教育	<p>生涯教育について、高齢者が生き生きと集える場（例えば、福祉センターのような無料の施設）が、市内の身近な場所に必要。</p>	○福祉的要素が強く、本教育大綱案との関係性は低いと考えます。ご意見として賜ります。

和泉市教育大綱

(案)



平成 27 年 月

はじめに

<策定の趣旨>

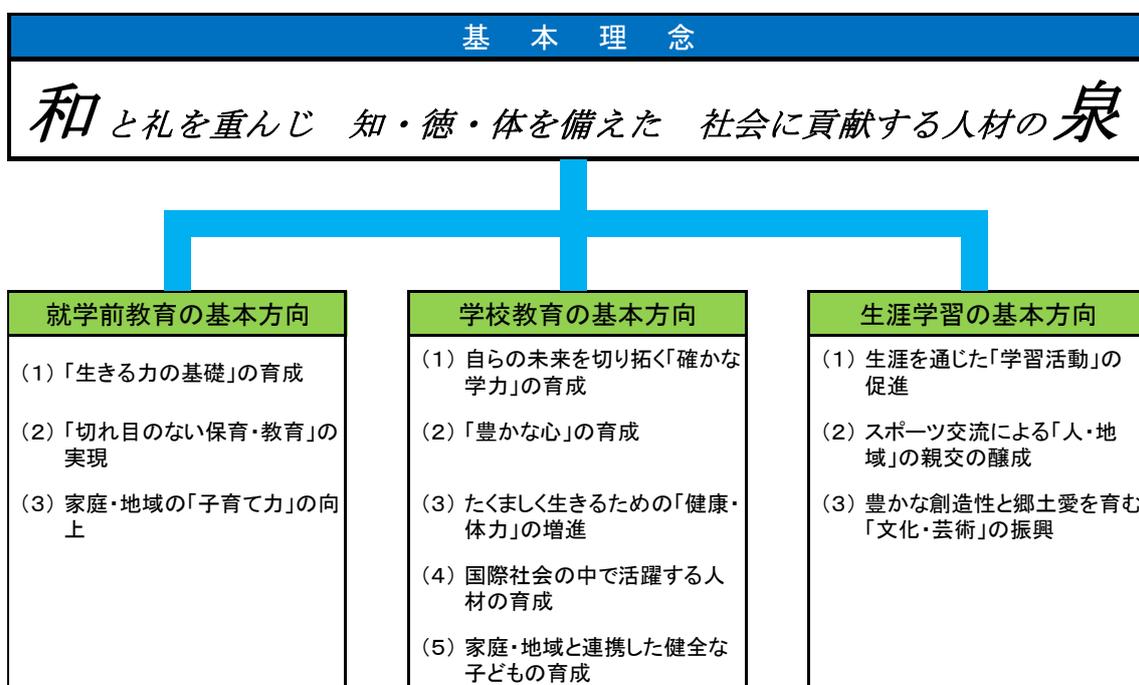
○平成 27 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 の規定に基づき、和泉市における教育、学術及び文化の振興を図るための「基本理念」と「基本方向」を示すため、「和泉市教育大綱（以下「教育大綱」という。）」を定めます。

<教育大綱と関連計画との関係>

○和泉市におけるまちづくりの最上位計画である「和泉市総合計画」との整合を図ります。

○教育大綱の「基本理念」と「基本方向」を踏まえた施策をとりまとめた「和泉市教育振興基本計画」を策定します。

<教育大綱の体系>



教育大綱

1. 基本理念

和と礼を重んじ

知・徳・体を備えた

社会に貢献する人材の泉

◎和泉市は、お互いの「生命・人格・人権」を尊重し、感謝の心を持って、生涯を通して自分の個性を伸ばすことができる人を育成します。

◎和泉市は、「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」を備えた、社会に貢献できる人材を『輩出し続けるまち』を目指します。

2. 基本方向

就学前教育の基本方向

(1) 「生きる力の基礎」の育成

- 健やかな成長を促すためのさまざまな活動を通して好奇心や探究心を養い、学習の芽生えを育みます。
- 発達段階に即した指導を行い、社会生活における望ましい習慣や態度を養います。
- 集団生活の中で、友だちや先生との交流を通して人と関わる力を養うとともに、身近な人への愛情や信頼感を深めます。

(2) 「切れ目のない保育・教育」の実現

- 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との交流・連携を図り、相互の教育内容の理解を深めます。
- 就学前教育を終了した子どもたちが、安心して小学校に就学できる環境を整えます。

(3) 家庭・地域の「子育て力」の向上

- 子育ての孤立化や不安の解消を図るため、子育て家庭のサポート体制を充実します。
- 親が自信を持って子育てできるよう、発達段階に応じた家庭教育について学習する機会を提供します。
- 世代間交流を推進し、子どもを地域全体で育てる環境づくりを進めます。

学校教育の基本方向

(1) 自らの未来を切り拓く「確かな学力」の育成

- 義務教育9年間を見通した**小中一貫教育**を推進し、豊かな知識や技能を身につけた児童・生徒の育成に努めます。
- 「思考力・判断力・表現力」を身につけ、主体的に判断・行動し、問題解決に導くことができる資質と能力を備えた児童・生徒の育成に取り組みます。
- 教職員の資質の向上を図るとともに、児童・生徒一人ひとりに応じた指導に取り組み、学ぶ意欲を引き出す「わかる授業づくり」を推進します。

(2) 「豊かな心」の育成

- お互いの「生命・人格・人権」を尊重し、人を思いやる心や一人ひとりの感性を大切に作る心を持った、人間性豊かな児童・生徒の育成に取り組みます。
- 「**いずみあいさつ運動**」をはじめとして、子どもたちの育成を見守る地域の人々との交流を促進することにより、規範意識と豊かな情操を培います。

(3) たくましく生きるための「健康・体力」の増進

- 人間のあらゆる活動の源となる体力をしっかりと身につけるため、児童・生徒の運動習慣の定着に向けた取組みを推進します。
- 自校調理による安全で栄養バランスの良い学校給食を提供し、家庭・地域と連携した食育を推進するとともに、食への理解を深め、心身の健康増進に努めます。

(4) 国際社会の中で活躍する人材の育成

- 我が国の伝統と文化への理解を深め、郷土への誇りを育むとともに、正しく他文化を理解し、国際社会の一員としての自覚を醸成します。
- 世界の人々と協働するための英語力とコミュニケーション能力を高めるなど、国際社会に貢献する人材の育成に取り組みます。

(5) 家庭・地域と連携した健全な子どもの育成

- 家庭・地域と連携し、基本的な生活習慣や社会的マナーを身につけ、自ら進んで家庭で学習する児童・生徒の育成に取り組みます。

生涯学習の基本方向**(1) 生涯を通じた「学習活動」の促進**

- 市民一人ひとりが、生きがいを持って豊かな人生を歩むため、継続的な学習活動を通して自己啓発に取り組むことができる環境整備に努めます。
- 学習の成果を生かして活躍することができる場の提供に努めるとともに、地域に貢献する人材の育成と、さまざまな交流やコミュニティの創出に取り組みます。

(2) スポーツ交流による「人・地域」の親交の醸成

- 誰もが身近な場所でスポーツに親しみ、生きがいや健康を育むことができる環境を整えます。
- スポーツを通じて地域の仲間たちと親交を深めることができる仕組みづくりに取り組みます。

(3) 豊かな創造性と郷土愛を育む「文化・芸術」の振興

- 市民生活を心豊かで、潤いあるものとするため、市民の創造性豊かな文化・芸術活動を支援します。
- 地域の歴史資源や文化資源の保全に努めるとともに、これら資源に触れ合う機会を創出し、市民の誇りと郷土愛を醸成します。